

戦前期日本の労働組合と アジア (2)

香 川 孝 三*

1 はじめに

2 亜細亜労働会議の結成と結末

(1) 亜細亜労働会議の提案

(2) 亜細亜労働会議の結成にむけての動き

(3) 亜細亜労働会議（第一回会議）の結成

(4) 第二回会議の開催の準備

(以上国際協力論集第3巻第2号に掲載)

(5) 第二回亜細亜労働会議の内容

1937年5月17日から3日間、東京芝区三田四国町の日本労働会館³⁹で第二回亜細亜労働会議が開催された。参加したのは日本とインドだけであった。セイロン、フィリッピン、パレスティナも参加を予定していたが、参加しなかった。セイロンは選挙のために出席できなかった。結局日本から12名、インドから5名、その他東京市社会局長ら約70名が来賓及び傍聴者として参加した。

この当時日本においてはしだいに労働組合運動がやりにくくなっていた。1933年3月27日日本は正式に国際連盟を脱退していたし、1936年2月には2・26事件がおきている。そのために戒厳令がしかれ、1936年のメーデーは禁止されている。この亜細亜労働会議が終了した後、1937年7月芦溝橋事件がおきている。しだいに軍事色が強まる時期に亜細亜労働会議が開かれたことになる。この時期は先の国際連盟脱退を受けて、ILOからの脱退が議論されていたころでもあった。

日本からの参加者は次の者である。

鈴木文治（日本労働組合同議顧問）、松岡駒吉⁴⁰（日本労働組合同議議長）、堀内長栄（日本海員組合同長）、米窪満亮（日本海員組合同副組合同長）、西尾末広（全日本労働組合同総同盟副組合同長）、川村保太郎（官業労働総同盟主事）、八木信一（日本労働総連盟組合同長）、鈴木倉吉（海員協会主事）、岩永栄一（東電従業員組合同長）、岡崎憲（日本港湾従業員組合同長）、平野安蔵（東京瓦斯工組合同長）、伊藤米次郎（日本製陶労働組合同同盟組合同長）。

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

インドからの出席者は次の者である。

バツカレー (R. R. Bakhale 全労働組合連合会主事), カルカレー (G. D. Kalkahle インド鉄工組合主事) チェツテイ (G. Chelvapathi Chettiar マドラス労働組合主事), イチャポリー (P. D. Ichapori タタ製鉄労働組合幹部), チョーナ (P. N. Chohna タタ製鉄労働組合幹部)。

会議は、まず堀内長栄が開会を宣言し、議長に鈴木文治、副議長にバツカレーと米窪満亮、書記に菊川忠雄、カルカレーが決まった。ついで松岡駒吉が歓迎の辞を次のように述べた⁴¹。

「茲ニ歴史的ナ第二回大会ヲ開催スルコトノ出来タコトヲ深く喜ブモノデ、各国共今ヤ国家社会ノ情勢ハ猜疑ノ眼ヲ以テ其推移ヲ見ラレル折柄、労働者ノ団結ニ依リ平和ト経済的打開ヲ念願スル我等同志ノ会合ハ意義深キモノデアル。勿論我等ハ無用ナ猜疑ト危惧ヲ抱ク基トナル国家主義、国民主義、ファッショニハ反対スルモノデ諸君モ亦同様デアルト思フ。反資本主義、反共産主義ハ言ウ迄モナク亜細亜労働会議ヲ持つニ至ッタ事ハ印度諸氏ノ熱烈ナル支持アリシニ依ルコトハ勿論デアルガ、又我日本ニ於テ日本労働組合会議参加団体10組合28万トイフ我組織労働者ノ8割ニ近イモノガ礎石トナッタ事ヲ思ヒ、之亦深甚ナル敬意ト感謝ヲ払フモノデアル。亜細亜ト言フ限り支那ヲ無視スルコトハ出来ナイノデアルガ、当時支那ハ容共政策ヲ採ラザルヲ得ナイ状態ニアッタ際デ遂ニ参加シ得ズ、今日其ノ時期ニ到達シナイ事ヲ遺憾ニ思フノデア

ル。而シテ仏教渡来当時ヨリ今日迄日本ハ印度ヨリ得ル處ガ少ナイト思フ。経済的ニハ今日日本ハ印度ヨリ綿花ヲ得ナケレバ立チ行カナイ実情ニアル。先般日印会商ノ際ニ我等ノ主張ヲ入レテ会商ニ参加セシメタナラバ円滑ニ而モ両国民

ノ為ニ幸福トナッタコトト思ハレルモ、遂ニ其ノ効果ヲ得ルニ至ラナクッタコトハ遺憾デア

ル。今日日印ノ二国ニ止ル此会議モ今後亜細ヨリ世界労働階級ノ正義ノ聲ヲ発スル根拠トナス会議タラシムル為、支那、フィリッピン、蘭領印度等ヲ加フルコトガ望マシイコトデア

ル。バツケールはこれに対して謝辞を次のように述べた。

「私共ハ此度日本ニ上陸以来国賓ノ如キ歓迎ヲ受ケ實ニ感謝ニ堪エナイ。私達ノ前途ニハ幾多ノ困難ガ控ヘテ居リマスガ、日本ノ諸君ト協力シテ一日モ速カニ資本主義的弾圧ヤ白人ノ支配ヲ克服シテ行カナケレバナラナイ。」

次に祝辞や祝電の披露がなされた。東京市長 (社会局長澤逸興代読)、印度からジョーシ (バツケール代読)、国際労働事務局長ハロード・パトラー (東京支局長鮎澤巖代読)、国際労働局東京支局長鮎澤巖⁴²、社会大衆党委員長安部磯雄 (亀井貫一郎代読)、セイロンからゲーネシンハ、上海総工会からの電報が読み上げられた後、鈴木文治が次のように挨拶した。

「(前略)

労働階級ノ国際的提携ノ必要ハ我ガアジアニ於テモ多年力説セラレテ居リマスガ、實際問題トナルト金力ヤ権力ナキ労働階級ガアジアノ同一場所ニ代表者ヲ送り相会スルト云ウ事ハ至難ノ事デアリマス。此ノ困難ヲ三年前ニハコロソボニ於テ、今回ハ東京ニ於テ関係シタ次第デアリマス。

(中略)

我等亜細亜ノ労働階級既ニ二世紀ノ久シキニ互リ、人種並ニ民族更ニ又資本主義的並ニ帝国主義的ニ見テ實ニ二重ノ不平等ヲ以テ取扱ハレテ居リマス。亜細亜大陸ハ世界ノ三分ノ一ノ土地ト二分ノ一ノ人口ト無限ノ生産的物資ヲ持ッ

テ居マスガ、欧州及ビアメリカヲ中心トシテ先進シタ世界資本主義カラ遅レルコト約一世紀、今日漸ク後進ノ新興産業国トシテ世界ノ一環ヲ為シツツアリマス。其ノ故ニ此ノ後進産業大陸ハカッテハ世界資本主義ニ採ッテハ豊富ナル資源、低廉ナル労働及広大ナル市場トシテ取り扱ハレ政治的経済的社会的ニ世界的水準カラ取り残サレテ居リマシタ。此ノ不平等ノ待遇ニ対シテ屢々民族的人種の合理化ガ試ミラレテ参リマシタ。

然シ今日デハアジア大陸諸国モ新興産業国トシテノ整備ヲ見ルニ至ッテ居リマスガ、其ノ一國ノ産業ノ方針政治経済社会ノ諸施設ハ何レモ先進資本主義諸国ノ方針ト手段ヲ移植シツツアリマス。先進資本主義諸国ト競ウタメニ後進資本主義ヲ以テスレバアジアノ労働階級ハ新興産業国ノ発展ノ為メノ犠牲ヲ新ニスルモノデス。従来屢々亜細亜ノ特殊事情ナルモノガ此犠牲ヲ合理化シヨウトシテ居リマス。

我々ハアジア諸国ニハアジアのナ諸種ノ特殊性ガ厳トシテ存在スル事實ヲ否定セントスルモノデハアリマセン。ノミナラズ資本主義ニ依ル均等化ノ作用ニ於テ遅レテイルアジア諸国民ニトッテ、又夫レガ極メテ広イ地域ニ涉リ相互ノ関連ガ円満デナイ交通事情ノ下ニ於テ更ニ又夫々ノ国民ニ歴史的伝統ト民族的根拠ノ比較的多イ事情ノ下ニ於テアジア諸国ニハ各国民相互ノ関係ノ中ニモ又夫々ノ国民生活自体ノ中ニモ相当ノ重要性ヲ以テ評価スベキ何物カガ存シテ居ル。(中略) 此ノ亜細亜ニ生ヲ受ケタ日本、印度、支那、比律賓、蘭領印度、ジャバ等亜細亜ノ労働者ガ人種ヲ超越シ相提携シテ進ンデ行キタイト思ヒマス。生マレテ間モナイ亜細亜労働會議ハ余リ期待出来ナイカモ知レナイ。然シ益々提携シテ今後根強キ努力ヲ為シ本大会ノ目的タル帝國主義資本主義ト抗争シ進ンデ国際平和ヲ期シタイト思ヒマス。」

つづいてバツカレーおよび米窪による会務報告がおこなわれて、満場一致で承認した後、資格審査委員会の報告および起草委員として

鈴木、米窪、バツカレーを選んで午後1時半に、第一日の行事が終了した。夜は鈴木文治議長主催のパーティがあった。

第二日目に11の決議案の審議がおこなわれ、日本側代議員と印度側代議員が提案理由の説明と賛成演説をおこない、いずれも満場一致で可決した。11の決議案についての事前の打ち合わせによって合意を取りつけていたので、審議は形式的におこなわれたようである。決議された内容は次のとおりである。

① 国際経済會議開催要望に関する決議

これは世界的な経済不況によって多数の労働者が失業に追い込まれていることから、この問題解決のために第20回国際労働會議で国際経済會議の開催が決議されているにもかかわらず、まだ実現していないので、この開催を要望した。この會議で労働者の利益が擁護されることを要望している。

② 基本的労働問題解決に関する決議

アジア諸国の政府に対して次の問題の解決を要請することとした。失業防止のために週40時間制と時間外労働の嚴重なる規制、物価騰貴その他インフレーションの影響に対応する賃金の引き上げ、為替の操縦防止のための通貨の国際的統制、公債の募集と公共事業の実施、15歳以下の児童労働の禁止、最低賃金法制、社会保険制度の制定、義務教育制度の樹立がとりあげられている。

③ 国際労働条約に於ける「除外例」条項撤廃に関する決議

除外例が国際的な労働条件の標準を樹立する妨げになっていること、さらにこの除外例

のためにアジア諸国が国際会議で批判を受けていることから、この除外例を撤廃して世界各国を通じて一律に適用されることを要請している。

この問題は現在も続いている問題である⁴³。経済発展に国々の間で格差があるために、経済発展の遅れている国では使用者側が除外例条項を求める傾向にある。一律の労働条件を適用されれば、経済発展にブレーキがかかるという見解を持っているからである。これに対して組合側が除外例の撤廃を要求しており、国際レベルの労働条件をアジアにも適用することを求めていることになる。

④ 亜細亜三部制会議に関する決議

亜細亜に於ける大衆の経済的社会的条件を改善するために国際労働機関の支持のもとに、政労使の三者によるアジア労働会議の組織を提唱している。1931年15回総会と1936年の20回総会でアジア委員会の設置が決議されており、その早期の実施を要望したものである。松岡駒吉は1937年6月から実施するよう国際労働局に要求することと、「紀元2600年」（1940年）には日本で開催することを提唱した。

この決議が効を奏したかどうかは分からないが、1937年6月のILO理事会で国際労働総会の会期中にアジア諸国の代表および関係国の代表が非公式に会合することが決定された。これを受けて1937年6月7日と14日にこの非公式会合が開かれた。参加したのは次の13ヶ国の政労使の代表であった。アフガニスタン、アメリカ合衆国、イギリス、中国、

フランス、インド、イラク、イラン、日本、オランダ、ポルトガル、シャム、ソビエト連邦の13ヶ国であった。この会合ではアジア労働総会を開催することは当分見込みがないという意見が大勢を占めていた⁴⁴。

⑤ 労働者団結権に関する決議

団結権の自由及び労働協約の権利が公認されていない国が多数あること、およびファシストの運動が労働者の団結権を蹂躪しつつあり、アジアの労働者の上にせまりつつあることから、労働組合法を制定して、団結権と協約締結権の法認を要望している。インドでは、イギリスの植民地であったが1926年労働組合法が制定されていた⁴⁵。ところが日本では労働組合法案が何度も議会に提案されながら、いまだに成立していないことから、この決議が政府への圧力となることを期待したものである。労働組合側は結社の自由や団結権の保障のために労働組合の法認をもとめて日本国内で運動を進めていたが、ILO労働側代表によってILOの場でもとりあげられていた⁴⁶。

⑥ 民族的差別待遇撤廃に関する決議

近接諸国では同一産業内の労働条件が均一化されることが必要であること、さらに労働の移動の自由が国際的要求となりつつあることから一切の産業内に於ける労働条件の民族的差別の撤廃を要望している。

これは日本にとって重要問題である。在日朝鮮人や朝鮮・中国に進出した日本の紡績工場等に雇用される朝鮮人・中国人労働者に対する差別的待遇問題に労働組合としてどう取り組むかという現実的な問題に直面しており、

この決議はそれへの取り組みの1つであった。たとえば1925年5月30日上海でおきた「5・30事件」は、内外綿紡績工場での中国人労働者の悲惨な労働条件から生じたストライキが引き金であった。昼夜二交替の12時間労働で、夜勤でも割り増し賃金を払わず、貯蓄金の名目で天引きしていた。日本の紡績工場と同じことを中国でもおこなっていた。このストライキに対して会社が工場を閉鎖したために、労働者と警備員や警察官との間で衝突がおき、労働者が死亡する事件がおきた。これに抗議した学生が逮捕され、イギリス警察官の発砲によって死者15名、重傷者15名をだした。これがきっかけで上海総工会が結成され、中国全土でストライキがおこった。鈴木文治は第七回国際労働会議労働代表としてジュネーブにいく途中上海に立ち寄り、内外綿紡績工場をみており、問題解決の必要性を痛感していた⁴⁷。

⑦ 植民地並びに半植民地に対して国際労働条約案を適用すべき決議

植民地および属領の代表が国際労働総会に出席できるような方策を講ずること、さらに宗主国は国際労働機関で採択された条件を植民地および属領にも適用すべき義務を負うような措置をとることを要望している。

インドはイギリスの植民地であったが、ILO に加盟することが認められていたし、1928年にはニューデリーにILO の支局が設置されていた。さらにILO 条約を批准して適用することが認められていた。

問題は宗主国としての日本である。この決

議から言えることは、すでに日本は朝鮮、台湾、満州を植民地としており、その代表を国際労働会議に送ることや、さらに国際労働条約を適用することを求めていることになる。これは日本労働組合総同盟が植民地の労働問題についてILO を利用して解決しようとしていることを示している。この問題をめぐっては日本の労働組合間で対立があり、総同盟がその1つの立場を代表している⁴⁸。

⑧ 治外法権地域に於ける労働条件の向上に関する決議

治外法権地域における労働者の公正な労働条件を確保するために、この地域で企業を営む雇用主は自己の属する国の労働および社会立法の適用に服すべきことを定める条約案を採択することを要望している。

たとえば中国においてイギリス、フランス、ドイツ、日本等が租界を持ち、その地域内で治外法権を行使して、自国民と中国人との差別的取扱がなされている。それを労働の面にかざっているがなくしていこうという要求である。

⑨ 国際労働条約案の批准促進に関する決議

アジア諸国の批准する国際労働条約は極めて少ないことから、批准を促進することを要望している。この決議がなされた1937年当時成立していた国際労働条約は1号から58号までであったが、日本が批准をしていたのは2号（失業に関する条約）、5号（工業に使用しうる児童の最低年齢に関する条約）、7号（海上に使用しうる児童の最低年齢に関する条約）、9号（海員に対する職業紹介所

設置に関する条約), 10号 (農業に使用しうる児童の年齢に関する条約), 15号 (石炭夫又は火夫として使用しうる年少者の最低年齢に関する条約), 16号 (海上に使用せらるる児童及年少者の強制体格検査に関する条約), 18号 (労働者職業病補償に関する条約), 19号 (労働者災害補償に付いての内外人労働者の均等待遇に関する条約), 21号 (船中に於ける移民監督の単純化に関する条約), 27号 (船舶に依り運送せらるる重包装貨物の重量標示に関する条約), 29号 (強制労働に関する条約), 42号 (労働者職業病補償に関する条約) の13の条約であった。批准率は22%であった。この後1938年に50号 (特殊の労働者募集制度に関する規律に関する条約) が批准されたが、戦前の批准は14の条約だけであった。批准率をみれば現在より高い数字であるが、当時では低い数字とされていた。インドをみれば、1937年当時までに批准されていたのは1号 (工業的企業に於ける労働時間を1日8時間1週48時間に制限する条約), 4号 (夜間に於ける婦人使用に関する条約), 5号, 6号 (工業に於いて使用せらるる年少者の夜業に関する条約), 11号 (農業労働者の結社及組合の権利に関する条約), 14号 (工業的企業に於ける週休の適用に関する条約), 15号, 16号, 18号, 19号, 21号, 22号 (海員の雇入契約に関する条約), 27号, 41号 (夜間に於ける婦人使用に関する条約) の14の条約であった。数の点では日本とほぼ同じであった。ただし批准をした条約の半分は異なっている。1937年当時アジアの中でILO

に加盟している国として、1919年加盟のタイ、中国、インド、日本と、アフガニスタン (1934年)、トルコ (1932年) だけである。タイはまったく批准をしていなかったし、中国は13の条約 (7号, 11号, 14号, 15号, 16号, 19号, 22号, 23号, 26号, 27号, 32号, 45号, 59号) を批准していた。

⑩ 亜細亜労働会議加盟勧誘に関する決議

アジアにおける植民地や半植民地はILOに代表を送ることができない実情にあるので、本会議に加盟することを促進するために各国に議長および主事を出張させることを決議した。

⑪ 労働者団結権其他調査に関する決議

団結権、協約、罷業の実施、労働法規や行政等についての調査報告を速やかに作成発表することを決めた。

この決議を見ると、ILOに対する要望が中心を占めていることが分かる。もともとILOのアジア地域会議となることを前提に開かれた会議であるので、当然であろうが、この段階ではまだ正式のアジア地域会議にはなっていない。しかし国際労働局から東京支局長の鮎沢巖が出席しており、ILOとのかかわりがはっきりと読み取ることができる。鮎沢はこれらの決議の内、第一と第七の決議については努力する旨の意見を述べ、第八の決議については実際上の取扱に困るという意見を表明している。

決議案の討議が終わった後、インド側代議員一行が日本側を夕食に招待した。

第三日目には、午前10時半に開会し、最初

に米窪より、インド国民会議議長ネールからの電報とパレスティナ労働総同盟からの電報が披露された。次に次期大会を1939年ボンベイで開催したい旨の提案がインド側からなされ、承認された。

次に役員改選の議題がはかられた。インド側から鈴木文治に議長を続けてほしいという提案がなされ、日本側からは副議長としてジョーシとグーネシンハ、およびパレスティナ労働総同盟が推薦する人を推したいという提案があり、さらに主事として米窪とバックレーの2名を推薦した。これらは満場一致で可決された。

インド側、日本側がともに感謝の挨拶があった後、鈴木議長が閉会の辞を述べて、3日間の大会が終了した。

この会議にたいして、ILO はどのような役割を果たしたのであろうか。ILO 事務局長は参加していないが、その代理でILO 東京支局長の鮎沢巖が出席している。討議の場での発言はILO の考えを述べており、この亜細亜労働会議をバックアップしていることがわかる。この会議の結成段階から、ILO に勤務する日本人職員は通訳として日本とインド側との橋渡しをおこなっており、側面から援助していたと思われる。

プロフィンテルン執行委員であった近藤栄蔵はプロフィンテルン機関紙1926年3月号で、鈴木文治の提案はILO 事務局長であるトーマからでたものであり、中国の反帝闘争の原動力である労働組合に対する影響力確保を狙ったものであるという批判をおこなっている⁴⁹。

アルベール・トーマは日本、中国、インドを訪問しており、その時に労働組合の代表と話し合っていたであろうと思われる。さらに鈴木文治自身もトーマが来日した時やILO の場で当然合う機会は多かったであろうし、亜細亜労働会議について話し合う機会はあったであろう。しかし、トーマは「東洋のみの会議を開くよりも、まず総同盟としてアムステルダム・インターナショナルに加盟した後、おもむろにその1分派としてこれを開催しては如何」⁵⁰という意見であったので、トーマが積極的であったとは思えない。その後結成のために指導力を発揮したのは鈴木文治の方である。ILO が前面にたって結成に努力したという解釈は難しいと思われる。

この第二回亜細亜労働会議が終わったあと、河野密が反省文を書いているが、それでは、「出席したのは印度の労働代表五名と日本側の代表とだけで、日印会議の観があったが、日本の労働組合の力で、こうした国際会議が開かれるに至ったかと思うと、何とも言えず嬉しかった。アジア労働会議の成立までの苦心もさることながら、日本において最初とも言うべきこの種の会合の開かれるに至った労を多とせねばなるまい。」⁵¹と述べている。後で述べる太平洋労働組合会議がプロフィンテルンという国際組織が指導して開かれ、それに日本側の組合が招待されるという形であったのとは異なって、亜細亜労働会議は日本側のリーダーシップで開催されたことに意味があったといえよう。左翼グループは日本で国際会議を開けるほどの力をこの当時はまだ持っ

てなかったし、なによりも官憲からの干渉が強くて不可能であったであろう。それに引き替え日本労働総同盟側への官憲の干渉が少なかったことも、日本で国際会議を開くことができた1つの条件であったといえよう。この当時はまだ労働組合は法認されておらず、治安維持法、暴力行為等処罰法等によって反体制運動を弾圧していたからである。

(6) 亜細亜労働会議の結末

第二回亜細亜労働会議には日本とインドの2ヶ国しか参加できなかったが、その結成が提唱されてから約10年後に実質的な会議が開かれた。日本、インド、セイロン、パレスティナ、フィリッピンの中心的な労働組合がこの会議に加盟した。この組織はまだ十分なものではなかったが、残念ながら三回目の会議は開かれず、自然消滅の形になってしまった。したがって戦前にはこれ以上の活動はないままに終わった。

というのは日本は1934年3月国際連盟を脱退した。それに伴ってILOに加盟を継続するかどうかが問題となった。しばらくは代表派遣をおこなっていたが、1938年11月2日には、日本はILOをはじめ一切の国際機関との協力を終止する旨の通告を国際連盟事務総長におこなった。さらに同じ日に国際労働局長に対して日本のILOからの脱退を通告した。亜細亜労働会議第二回大会を東京で開催した翌年である。亜細亜労働会議を開催した時期には、国内でILO脱退をめぐる労働組合側に対立が生じていたのである。しだい

に日本は戦時体制を強め、労働運動は後退と崩壊を余儀なくされていった。戦争遂行のための産業報国会がほとんどの企業・事業所に組織されてから、労働組合は後退し、ILO脱退に反対していた日本労働組合総同盟は1940年7月8日解散を決議した。大正元年8月1日友愛会が結成されてから28年後に、ついに解散を余儀なくさせられた。

亜細亜労働会議はILOアジア地域会議の開催を要望していたが、それが実現したのは第二次世界大戦が終了してからである。つまり1947年ニュー・デリーでアジア地域予備会議が開催されたのが、アジア地域を対象とする最初の会議となった。これは26回総会でILOの事業活動の分権化という方針を打ち出し、その1つとして地域会議の開催を決議した。特にアジアと中近東ですみやかに地域会議を開催することが決議された。これを受けてニュー・デリーの会議が第一回のアジア地域会議となった⁵²。

日本は第二回のセイロンで開催されたアジア地域会議(1950年)にオブザーバーを派遣した。1951年日本はILOに復帰し、第三回のアジア地域会議(1953年)は東京で開催された。鈴木文治が提唱した亜細亜労働会議がILOアジア地域会議という形で定着したということになる。

亜細亜労働会議はアジア地域の労働組合だけの会議であるのに対し、ILOアジア地域会議が政府、使用者、労働組合の三者の代表による会議である。アジア地域を対象とする会議である点では同じであるが、構成メンバー

が異なっていることは会議の性質が変化していることを示している。さらに ILO アジア地域会議が誕生した時期には亜細亜労働会議は自然消滅しており、組織的には直接の繋がりには存在しない。しかし ILO とのかかわりで、アジア地域を対象とする会議を最初に実現したという事実は消えないであろう。

(7) 小 括

日本労働組合総同盟を中心とする亜細亜労働会議についてできるかぎり事実に基づき考察を進めてきた。そこで亜細亜労働会議についてのまとめをしておこう。

① 労働組合だけで組織された亜細亜労働会議は政労使の三者からなる ILO のアジア地域会議の結成という成果を生み出すきっかけをつくるという役割を果たした。なぜなら亜細亜労働会議は ILO の活動の範囲の中から生まれたからである。ILO の場で鈴木文治がインドのジョーシと話し合って亜細亜労働会議の結成のきっかけを作った。アジア諸国の中で日本とインドは ILO 常任理事国となっており、指導力を発揮するとすれば日本とインドになるのは当然であろう。この当時労働組合が結成されて活動しているのは、アジアの中で日本とインドがもっとも代表的な国であったからでもある。さらに ILO 事務局のバックアップも亜細亜労働会議の結成に大いに貢献している。

② 日本の労働組合が一致して亜細亜労働組合会議に参加しているわけではない。ILO の活動に対して批判的なグループが存在してい

た。戦前の労働組合は3つのグループに分けられており、左派とされている日本労働組合評議会グループと中間派とされている日本労働組合同盟グループは ILO の活動を批判していた。コミンテルン、プロフィンテルンの影響を受けて、ILO を国際資本家、改良主義幹部、社会ファシスト、ファシストどもの同盟組織であって、国際労働者の搾取、労働条件引き下げ相談所という批判をおこなっていた。ILO に対する態度が労働組合の違いを区分けするメルクマールとなっていたほどである。

またこの当時右派とされていた日本労働組合総同盟は「改良主義的組合」というレッテルが左翼グループからつけられていた。これは現在の「労働組合主義」と同じ内容を持っている。これに対して左翼グループは「革命主義的組合」と呼ばれていた。前者が ILO の枠内で亜細亜労働会議に組織され、後者が太平洋労働組合会議に参加していった。この両者は無関係に併存していたわけではなく、④で述べるようにかかわりをもっていた。この点は次章でもふれることにする。

③ 亜細亜労働会議の日本での開催を官憲が妨害をしなかったことが、この会議の開催を可能にしたこと。官憲は当然労働組合の動きに目を光らしていた時期であったが、亜細亜労働会議の開催に干渉しなかったことは、主催側の日本労働組合総同盟の活動を黙認していたことを示している。しかし、これ以後日本は国家総動員体制に突入し、総同盟の活動も規制を受け、ついに解散においこまれてお

り、1937年に開かれたのは最後のチャンスではなかったかと思われる。

④ 亜細亜労働会議の結成は後で述べる太平洋労働組合会議の結成と無縁ではないということ。プロフィンテルンの大会に西尾末広が参加したり、書記長のロゾフスキーと会談しており、プロフィンテルンはILO総会に出席した日本側代表と接触している。これは日本労働組合総同盟が分裂する前のことである。分裂以後は当然評議会とプロフィンテルンとの接触が多くなり、亜細亜労働会議に対抗して太平洋労働組合会議が開催されている。

⑤ 亜細亜労働会議の活動内容はどうか。2回の会議しか開かれていないので、その成果は乏しくならざるをえなかった。1925年10月開かれた総同盟臨時全国大会の大会宣言にあるように「東洋における労働者階級の友誼と協力とを促進せんとする」第一歩としての役割は果たしたといえよう。それまでアジアの労働組合が集まって会議を開くことはなかった時代であり、ともかくそれを実現したことは意味のあることであった。

第二回の会議の決議に示されるようにアジアの労働組合をめぐって多くの問題が未解決のまま残っている。決議をみると直接ILOの活動にかかわる問題と、アジア地域の労働者の労働条件や団結権にかかわる問題に分けられる。後者も間接的にILOの活動とかわるのは当然である。この中で実現されたのは④と⑪ぐらいではないかと思われる。非常に実現の難しい決議が多く、現在でも問題を引きずっている決議がある。それなのに決

議がなされたことの背後には、団結権や労働条件の獲得のためにILOの場を利用するという発想の存在を読み取ることができる。日本ではこの時期にはまだ労働組合法案が成立していないので、なんとかILOの場を利用して法案の成立の気運を高めようという戦術を読み取ることができる。

注

39 日本労働会館は昭和5年建設された。こ
こはユニテリアン派が持っていた教会（唯一館）であったが、クリスチャンであった鈴木文治がここに間借りをして友愛会の事務所としていた。この土地・建物は東京土地建物会社の所有になったが、昭和3年そこから買収して日本労働会館を建設した。東京・芝あたりに多くの労働組合の事務所が設けられたのは、そこに友愛会の事務所があったためである。この地区が労働運動の中心地になったのは当然である。中労委会館や中退金ビル等の労働省関係の建物ができたのもそのためである。

40 松岡駒吉は鈴木文治のあとを継いで総同盟の二代目会長になった。彼も鈴木文治と同様にクリスチャンであった。彼について講演した記録として拙稿「松岡駒吉とキリスト教」同志社大学月刊チャペル・アワー187号 平成4年10月 29～36頁

41 この会議については厚生省労働局編『昭和12年労働運動年報』291頁-304頁

42 鮎沢巖は明治27年茨城県太田町（現在の常陸太田市）に生まれ、大正9年コロンビ

ア大学を卒業した。労働問題および社会立法を専攻していたので大正9年から昭和8年までジュネーブの国際労働局に勤務した。昭和9年から14年までは国際労働局東京支局長、戦後は昭和22年から24年まで中央労働委員会事務局長になった後、国際キリスト教大学の教授となった。

- 43 貿易協定の中に社会条項を入れない場合には、貿易上の恩典を与えないという圧力を先進国から発展途上国におこなっており、その社会条項の中に基本的なILO条約を含めるという問題がおきている。これに対して発展途上国がどのような態度をとるべきかという問題が生じている。これについては拙稿「日本からみたアジア諸国の労働法の最近の動向」季刊労働法174号 平成7年5月 6～18頁
- 44 「アジア委員会の問題」世界の労働14巻 10号 815頁
- 45 拙著『インドの労使関係と法』成文堂 昭和61年9月 13頁以下参照
- 46 戦前のILOと日本の団結権との関係については、花見忠『ILOと日本の団結権』ダイヤモンド社 昭和38年3月 61頁～89頁参照
- 47 中国での民族運動や在日朝鮮人労働者の運動に対する方針が、総同盟と評議会では異なってきていた。労使協調的な運動方針をとる総同盟と革命主義的な路線をとる評議会は、当然に闘争方針に食い違いが生じてきていた。たとえば中国での1925年の5・30運動支援において、総同盟内の組合は官憲の弾圧があって中止しているが、評議会グループは官憲の目をかいくぐって中国共産党や中国総工会と接触している。在日朝鮮人労働者についても同様である。1925年2月在日本朝鮮労働総同盟が創立されたが、1929年12月解体され、日本労働組合全国協議会に吸収された。これは合法的な闘争ではその要求が実現できない在日朝鮮人労働者の状況があったからである。総同盟は在日本朝鮮労働総同盟に影響力を行使しようとしたができなかった。岩村登志夫『在日朝鮮人と日本労働者階級』校倉書房、1972年7月刊、113頁～120頁
- 48 大河内一男・松尾洋・前掲書－昭和編－ 19頁
- 49 岩村登志夫「コミンテルンと太平洋労働組合会議」渡部徹・飛鳥井雅通編『日本社会主義運動史論』三一書房 1973年8月刊、171頁 近藤栄蔵（1883年2月5日～1965年7月3日）は、1917年ニューヨークで片山潜と知り合い社会主義運動に加わった。日本に帰国後1921年4月コミンテルンの密使と会い、堺利彦を委員長とするコミンテルン日本支部準備会を結成し、5月に上海で開かれたコミンテルン極東支部委員会に出席した。1923年6月ソ連に亡命し、プロフィンテルン常任委員となり、1924年6月のコミンテルン第五回大会に日本代表として出席した。しかしその後共産党との関係を断わって転向した。
- 50 内務省社会局労働部編『昭和2年労働運動年報』83頁

- 51 河野密「アジア労働会議を終えて—当局者へ無言の教訓だ」日本労働組合総同盟編・労働311号4頁
- 52 飼手真吾・戸田義男著『国際労働機関(改定版)』272頁および今津菊松・前掲書、322頁以下参照

3 太平洋労働組合会議の結成と結末

(1) 太平洋労働組合会議の提案

太平洋労働組合会議(The Trade Union Conference of the Countries of the Pacific Ocean)の第一回会議は1927年5月20日から27日まで中国の漢口で開かれた。この会議にいたるまでの経過をみてみよう⁵³。

1919年3月モスクワで結成されたコミンテルンの第四回大会(1922年11月-12月)で、オーストラリア共産党代議員イアーズマンがオーストラリア労働組合大会に日本、中国、インド、インドネシア、アメリカ、カナダ、ニュージーランドの労働者を招待して、太平洋労働組合会議を開催することを提唱した。

コミンテルンは植民地や従属諸国の反帝国主義闘争において反帝国主義統一戦線を結成する必要性を認めていたので、「東方問題にかんする一般テーゼ」⁵⁴を採択して、その中で太平洋労働組合会議の開催を呼びかけた。

第一次世界大戦後の帝国主義の危機と植民地内での産業の発展による土着ブルジョアジーの発展と同時に、労働者階級の闘争が激化しており、民族解放運動の指導権が封建分子や民族ブルジョアジーに委ねるだけでなく、共産主義的労働者階級の革命的指導権の確立が

必要であるという考えに立っていた。そのために帝国主義諸国(アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアとともに日本も含まれる)の共産党は、植民地内の労働運動が破壊されて民族的対立や人種的対立が資本家に利用されるのを助長するような要因を除去する努力が必要である。その努力の1つとして太平洋労働組合会議の開催を提唱した。つまり第四回大会からはっきりとアジア各地の革命運動にも重点をおくようになった。その現れが太平洋労働組合会議の提唱と思われる。

このコミンテルン第四回大会には川内唯彦、高瀬清(晩民会)、山本懸蔵(関東鉄工組合)が日本から派遣され、モスクワにいた片山潜とともに日本代表として出席した。インドからロイ⁵⁵、インドネシアからタン・マカラ⁵⁶、中国から陳独秀⁵⁷が参加していた。この大会で1922年7月15日結成された日本共産党がコミンテルンの支部として承認された。しかし1923年6月共産主義者のいっせい検挙で大きな打撃を受けた。

コミンテルン第四回大会の2日後に開かれたプロフィンテルン第二回大会では、この太平洋労働組合会議を具体化する努力がなされた。ここではオーストラリアのニュー・サウスウェルズ労働評議会が太平洋労働組合会議を提案した。プロフィンテルンは植民地や従属諸国における革命主義的労働組合の形成や発展に努めた点に特徴があるが、この時には次期の大会に開催するという決議がなされている。

「プロフィンテルン第二回大会ハ、次期大会ト

同時ニ極東ノ革命的労働組合組織ノ会議ヲ召集スツコトヲ決定スル。コレニハ、デキルカギリアラユル植民地・半植民地ガ代表サレナケレバナラナイ。(中略) 会議ノ召集ニ先立ッテ (中略) 重要港湾ニハ一連ノ事務局ヲ設立スベキデアル。ソノヨウナ事務局ノ設立地点、オヨビコノタメノ方針作成ハ、特別ノ運輸労働者会議ガプロフィンテルンノ指導ノモトニ決定スルモノトスル。」⁵⁸

さらに、この時の大会決議「植民地・半植民地東方における労働組合運動」では、「とくに大きい役割が日本に属する。日本はその植民地・半植民地 (朝鮮・中国など) に隣接しているからである」⁵⁹として、日本の役割にふれている。

この第二回大会には、日本から山本懸蔵 (関東鉄工組合)、坂口義治 (全日本鉱夫総連合会理事) が出席していた。したがって1923年1月以降日本に帰国した彼らを通して、太平洋労働組合会議結成の話は日本にもたらされたと思われる。1923年3月にはプロフィンテルン日本支部が結成されている。

1924年6月～7月に開かれたコミンテルン第五回大会に引き続いてプロフィンテルン第三回大会が開かれたが、太平洋労働組合会議は実現しなかった。これは準備不足が原因であったという。特にアジア諸国の中で共産党がもっとも活動していた中国の労働組合の組織化が進んでいないことがあげられている。上海総工会が結成されたのは1925年の「5・30事件」⁶⁰直後の5月31日であったように、工業の一番発展していた上海でも、1924年当時は労働組合の組織化が進んでいなかったこ

とが、会議実現にいたらなかった理由にあげられている。

太平洋労働組合会議にかわって太平洋運輸労働者会議が1924年6月17～22日広東で開かれた。プロフィンテルン第二回大会の決議にあるように、重要港湾に事務局をもうけるという方針を実施するために運輸労働者の会議を開いた。なぜ重要港湾に事務局をもうけるのだろうか。運輸の中でも船員の組織化を促進するためであろうと思われる。

プロフィンテルン代表のベラ・クン (Bela Kun)⁶¹によれば、中国、フィリッピン、インドネシア、コミンテルン、プロフィンテルンの代表25名が参加し、日本とインドは参加できなかった。この会議では、インド、インドネシア、中国、日本、フィリッピンの5人からなる運輸労働者太平洋事務局を設立し、インドネシアのタン・マラカがその事務局議長に選ばれた。さらに、太平洋の港湾に海員クラブをもうけることが決議された。具体的には、まず香港、マニラ、バタビアに国際海員クラブの設置が決定された。これはコミンテルンを支持する労働組合を海員の間で結成することが目的であった。

日本では総同盟の分裂がおこり、1925年5月24日日本労働組合評議会が結成されるが、その前の内部対立が強まる時期に、この太平洋運輸労働者会議が開かれている。先のプロフィンテルンの会議で日本の役割の重要性が強調されていたので、当然この太平洋運輸労働者会議に日本の参加を促していたと思われるが、官憲の規制によって日本は参加できなかった。

た。しかしこの太平洋運輸労働者会議の決議が日本でも実行されている。総同盟内で「レフト」の構成メンバーであった間庭末吉は1924年12月神戸に海員クラブを組織した⁶²。当時船員の労働組合として日本海員組合が組織されていたが、プロフィンテルンが日本海員組合に影響力を行使することは困難であったが、それとは別に組織された海員クラブは重要港湾に国際海員クラブを結成するという決議に添ったものと理解できる。

1924年から1925年にかけて総同盟の内部対立が激化していた時期であるが、コミンテルンは総同盟との接触を試みている。西尾末広は第七回国際労働会議の終了後、モスクワに立ち寄ってロゾフスキー⁶³と会っている。この時、西尾はアムステルダム・インターナショナルとプロフィンテルンとの統一インターナショナルを結成するという構想を話している⁶⁴。プロフィンテルンはできるかぎり日本での影響力を拡大するという方針を持っていたが、そのために総同盟との接触をはかっていたが、1925年5月評議会の結成によって総同盟とのかわりを切って、評議会との接触を強めていった。

1925年5月の第八回国際労働会議で、オーストラリア労働代表は鈴木文治とジョーシの提唱する亜細亜労働会議に反対し、太平洋労働組合会議を組織することを再度提案している。これは太平洋労働組合会議が亜細亜労働会議に対抗する会議として位置づけられようになったことを示している。

1926年2月オーストラリア労働組合会議の

大会でニューサウスウェルズ労働者評議会が提案し可決された。その提案では1926年8月シドニーで開催し、招待国として当初は日本、カナダ、フィリッピン、ハワイ、シンガポール、インド、アメリカ、南アフリカ、中国が予定されていた。実際にはニューサウスウェルズ労働者評議会はシドニーで1926年7月1日に開催することを決定し、同年2月に先に述べた国の他に、ソ連、イギリス、インドネシア、南洋諸島を追加して、招待状を発送した。

ところが、この招待状は日本の左翼の労働組合には届かなかった。官憲によって電報が送り返されたという⁶⁵。しかし1926年2月末ソ連から帰った大道武敏が会議開催の案内状を持ち帰ったので、会議について左翼労働組合幹部の一部は知っていたはずである⁶⁶。オーストラリアからの招待状は総同盟には届いた。これはアジアにおける労働運動の統一を図ろうという意図からオーストラリアから発送されたのではないと思われるが、当然鈴木文治は参加を拒否している。その理由としてオーストラリアの有色人種排斥運動をあげていた。亜細亜労働会議を推進している鈴木としてはプロフィンテルンが介在している太平洋労働組合会議に参加することはできなかったであろう。

1926年2月～3月開かれたコミンテルン第六回拡大執行委員会総会で太平洋労働組合会議を支持することを決め、それに続いて開かれたプロフィンテルンの第四回中央評議会でも太平洋労働組合会議への積極的な参加

を呼びかけている。ヘラーは交通の不便さやオーストラリアが有色人種の入国を制限していることから、シドニーでの開催を危ぶんでいた。それに代わって上海または広東での開催を希望していた。開催場所の問題はあるにしても、コミンテルンはこの時期から統一インターナショナル構想を放棄し、革命主義的労働組合のアジア地域での統一をめざしはじめたといえよう⁶⁷。

ところが、1926年4月開かれた日本労働組合評議会第二回大会では、太平洋労働組合会議について何もふれられていない⁶⁸。むしろ統一インター結成の見地から鈴木文治の提唱する亜細亜労働会議を歓迎するという態度がとられていた。情報の伝達が今ほど早くない時期であったので、コミンテルンの第六回拡大執行委員会の決議が伝わっていなかったために、統一インターナショナル構想がまだ日本では模索されていたのであろう。

シドニーでの会議に参加申し込みがなされたのは中国だけであった。インドではAITUC内でしだいに左翼グループが勢力を持ち始めた時期であったので、この会議に賛成する立場をとったが、国内でのストライキから欠席した。参加国が少ないので会議を延期することにし、到着していたイギリスの少数派組合、プロフィンテルン、ソ連労働組合評議会、ニュージーランドとオーストラリアの代表で予備会議に切り替えた。そこで1927年5月1日中華全国総工会の全国大会の後、広東で開催することを決めた。さらに会議で取り扱う協議事項として次のことを決定し

た⁶⁹。

- イ 組織委員会の報告
- ロ 諸国代表の報告
- ハ 太平洋問題並びに国際労働運動
- ニ 極東における労働組合の状況並びに闘争の問題（労働組合の合法化、社会立法案）
- ホ 移民問題、有色人種労働問題等
- ヘ 組織問題、連絡の自由等
- ト 太平洋諸国労働組合事務局選挙

(2) 太平洋労働組合会議参加のための日本側の準備

太平洋労働組合会議の招待状は評議会に1927年1月上旬には到着していたようである。陳文榮「太平洋労働組合会議の召集」が『労働者』2巻1号に掲載されているが、これが1927年1月に発行されているので、1926年末には、この会議のことについての情報は評議会につたわっていたのではないかとも思われる。

評議会がこの会議にどう対応するかが問題になった。評議会グループが組織した全国統一運動同盟本部の1927年1月26日付けのピラをみると、「資本階級の欺瞞機関にして階級的裏切者の牙城」である国際労働機関を否認し、代表選出権を放棄し、太平洋労働組合会議の支持を表明している。1月30日には全国統一運動同盟本部は全無産団体代表会議を開いて太平洋労働組合会議支持を決議している⁷⁰。そして3月15日同本部は全国の労働団体に招待状を発送し、3月24日協調会館での太平洋

労働組合会議代表派遣全国協議会を呼びかけた。

これに出席したのは、統一運動同盟、評議会、東京市電自治会、全日本鉄道従業員組合、日本俸給生活者組合連盟、関東木工組合、自由労働同盟、東京一般労働組合、大阪煙草労働組合、大阪鞆工組合、日本農民組合の11団体の代表48名であった。さらに10団体から委任状が提出されていた。午後1時司会者として大道憲三が壇上に立つと、すぐに安寧秩序を紊すおそれがあるとして解散を命ぜられ、首脳者が検束された。そこで、その夜参加者が緊急会議を開いて、日農代表1名を含む13名の派遣代表を決めることを選考委員会に委任すること、参加組合が代表候補を4月5日まで推薦すること、代表は産業間のバランスを考慮して決めること、講演会・演説会や宣伝活動を東京、大阪で開くこと、資金カンパとして組合員1人1口5銭をつのることを決めた⁷¹。

4月7日選考委員会は代表13名を決定した。大道憲三（東京市従業員組合）、原沢武之助（関東木工組合）、難波英夫（日本俸給生活者組合）、品川英次（全日本鉄道従業員組合）、吉田廉（東京市電自治会）、本沢兼次（評議会）、鈴木源重（評議会）、野田律太（評議会）、兼島景毅（関西電気従業員組合）、加藤勘十（日本鉦夫組合）、亀井司（海員刷新会）、小林主雄（日毛誠和会）、前川正一（日農）であった。当局側は「予め本人の了解を得たるにもあらず又必ずしも之等を派遣する的意思あるにもあらず、協議会としては

代表の渡支は必ずや当局より阻止さるべきを慮り其の対策として一先づかかる代表者を公表し置き隙に乗じて他の有力者を渡支せしめんと図れるものなり⁷²。」とみていた。たとえば加藤勘十は評議会には属していなかったからである。

また当局の判断どおり、共産党組合部は3月3日ごろ非公然代表団を作り、その団長に山本懸蔵（評議会）、副団長に日下部千代一（評議会）、団員に白土五郎（海員刷新会）、西村祭喜（関東電気労働組合）藪本正義（全日本鉄道従業員組合）を選んでいった⁷³。

この選出について評議会側は「戦闘的な共同戦線意識の下になされた最初の国際的進出⁷⁴」と位置づけていた。亜細亜労働会議はまだこの時期には正式に組織されておらず、一步太平洋労働組合会議の方が先にすすんでいた。

無政府主義に立つ全国労働組合自由連合会にも3月にニューサウスウェルズ労働者評議会から招待状が届いていた。自由連合会は日本を代表する組合は統一運動同盟だけではないことを示す必要があり、さらに出席団体の行動を監視する必要があるという考えから、4月10日芝浦演芸場で関東大会を開いて、大塚貞三郎（東京印刷工組合理事）と水沼熊（同組合員）、松本親敏（東京一般労働組合）、歌川伸（江東自由労働組合）を派遣することに決定した。

労働運動の中で中間派とされている日本労働組合同盟は1926年12月総同盟から脱退した麻生久、菊川忠雄、棚橋小虎らによって結成

された。第一回の大会が1927年4月10日～11日に開かれたが、論点の1つとして太平洋労働組合会議にどのような対策を立てるかが議論になった。組合同盟関西地方連合会は共産党員である国領己三郎、浅井富次郎らが中心になって、ILOの否認、太平洋的労働組合会議支持の議案を提案した。ILO否認の点では問題がなかったが、太平洋労働組合会議には麻生久、菊川忠雄、棚橋小虎が反対したことから、大会では統一運動同盟からの勧誘の性質が分からないことと、これに対する準備がないことを理由として参加を拒否した⁷⁵。これに対して幹部が警察の圧迫を恐れて太平洋労働組合会議への参加を拒否したという批判があったが、結局日本労働組合同盟としては参加しないことになった。

統一運動同盟で選出された公認の代表団は4月13日にメンバーの一部が変更になり、吉田廉、加藤勘十の代わりに西村清一、高木敬四郎に変わった。この日、本郷の仏教青年会館で派遣代表を送る演説会が開かれた。そこで代表の名前が公表され、4月19日東京駅を出発し、21日神戸で長崎丸に乗船して中国に渡ることが明らかにされた⁷⁶。しかし19日未明派遣代表および組合幹部の全国いっせい検束がおこなわれた。公認の代表団の内、原沢武之助だけは会議に参加した。ということは検束を逃れたのであろうか。しかし検束されたという記録もありどちらかわからない⁷⁷。

非公認の代表団は警察の検束を予想して、先に上海に渡っていた。白土五郎と藪本正義が先発隊として4月12日に上海に到着してい

た。後から山本懸蔵、日下部千代一、西村祭喜と中国人通訳2名（内1名は楊春松という）が神戸、長崎を経由して4月14日上海に到着した⁷⁸。しかし、広東での情勢変化のために漢口に行くようにとの指示で、4月21日漢口行きの貨物船に乗り、4月28日漢口に到着した。

全国労働組合自由連合会の大家貞三郎と水沼熊は4月19日東京を出発して台湾に渡り、台湾で松本親敏、歌川伸と一緒に広東に到着した。ところが、広東は蒋介石の共産党弾圧のために戒厳令がしかれ、4名の身辺が危うくなったので4月24日香港に渡った。そこから大家だけは会議に参加しないで5月16日門司に帰ってきた⁷⁹。他の3人は香港で待機して会議の連絡を待っていた。

会議の開かれるすこし前、1927年4月12日蒋介石が上海でクーデターをおこし、共産党員や労働者約300名が殺害され、上海総工会は解散させられた。これによって第一次国共合作が終わった。このクーデターは4月15日には広州にひろがり、広東の軍閥李濟深が共産党員や労働者を殺害したり逮捕して、太平洋労働組合会議が開けるような状況ではなくなった。蒋介石は南京に新政府を樹立したのに対して、国民党左派は武漢を拠点にして蒋介石と対立していた。そこで当時中国共産党が勢力をもっていた漢口に会議場を移すことになった。4月25日には蒋介石のクーデターに対抗するために漢口で中国共産党第五回全国大会を開いている。

(以下つづく)

注

- 53 この章を書くために主に参照させてもらった文献は野田律太『評議会闘争史』中央公論社、1931年10月、谷口善太郎（磯村秀次）『日本労働組合評議会史上・下』青木文庫、1953年・54年、小林英夫「汎太平洋労働組合会議について」労働運動史研究55・56号、1973年9月、267～275頁、西村祭喜「汎太平洋労働組合第一回会議の回顧」労働運動史55・56号、1973年9月、276～293頁、岩村登志夫「コミンテルンと太平洋労働組合会議」渡部徹・飛鳥井雅道編『日本社会主義運動史論』三一書房、1973年8月、157～202頁
- 54 いいだもも編訳『民族・植民地問題と共産主義-コミンテルン全資料・解題』社会評論社 1980年 67頁～74頁
- 55 ローイ（Manabendra Nath Roy 1887年～1954年）は、アメリカで社会主義を知り、メキシコ共産党の創設に参加した。コミンテルン第二回大会ではローイは労働者や農民の組織化による下からの革命を強調して、レーニンと対立した。1921年タンケントにおけるインド共産党の創設に参加した。コミンテルン第六回大会で除名され、インドに帰ってきて、インド国民会議に参加した。インドに共産主義思想を広げた人物として知られている。
- 56 タン・マラカ（Tan Malaka 1897年～1949年）は、オランダ留学中に社会主義思想にふれ、帰国後インドネシア共産党に入党した。1921年その議長になり、反植民地

闘争を指導したが、翌年追放され、1942年日本軍が侵攻してからひそかにインドネシアに帰るまでソ連、中国、フィリッピン、タイ、シンガポール等で活動をした。

- 57 陳独秀（1879年～1942年）は、多くの儒学者を排出した一族に属するが、科挙の試験に失敗した。日本に留学して西欧の啓蒙思想を学んで、中国に新文化運動をおこし、1917年北京大学文科学長となった。しかし啓蒙思想の限界を感じてマルクス思想に接近した。1919年の5・4運動では街頭でビラを配布して逮捕され、北京大学を辞任した。上海に逃げたが、全国各地の共産主義者を集めて、1921年7月中国共産党を創設し、初代の総書記となった。しかし国民党とのヘゲモニー争いに敗北したのは、陳の日和見主義のせいであるとして1927年7月総書記を解任された。その後トロッキズム運動を開始した。
- 58 岩村登志夫・前掲論文158頁～159頁
- 59 岩村登志夫・前掲論文158頁
- 60 兵庫県労働運動史研究会編『兵庫県労働運動史』兵庫県労政課 1961年、207頁～208頁
- 61 岩村登志夫・前掲論文161頁、ベラ・クン（Bela Kun 1886年～1937年）は、ハンガリー生まれの革命家であるが、第一次大戦中オーストリア軍に入れられ、ロシア軍の捕虜となり、その収容所で共産主義の影響を受け、ボルシェヴィキに入党、1918年ハンガリー共産党創設に参加。ハンガリー革命によって政権を取ったとき外務大臣に

- なるが、ルーマニア軍の侵入のため、ソ連に亡命した。そこでコミンテルンやプロフィンテルンの創設にかかわる
- 62 西尾末広「統一インターナショナルへの道」労働者新聞1925年6月5日号
- 63 ロゾフスキー (Solomon Abramovich Lozovski 1878年～1952年) は、1901年社会民主労働党に入り、ボルシェヴィキ派として党活動をするが、逮捕されシベリアに流された。しかし、脱走してパリに逃げた。1917年ロシアに帰国し、全ソ同盟労働組合中央評議会書記に選ばれたが、意見が合わず除名された。しかし1919年復党し1921年プロフィンテルン書記長となり、1938年2月プロフィンテルンが解散するまで書記長を続けた。最後はスターリンの粛正によって強制収容所で死亡した。彼の伝記はA／ロゾフスキー (野村淳三・水谷驍訳・藤原次郎解説)『プロフィンテルン行動綱領』柘植書房 (1981年2月) 182～188頁
- 64 労働者新聞1927年1月20日号
- 65 岩村登志夫・前掲論文179頁
- 66 岩村登志夫・前掲論文177頁
- 67 岩村登志夫・前掲論文180頁
- 68 川口芳蔵「太平洋労働会議」『労働者』2巻4号45頁 (復刻版では大原社会問題研究所編『労働者』381頁)、内務省社会局編『復刻版・昭和2年労働運動年報』明治文献 昭和46年10月 77頁
- 69 大原社会問題研究所編『日本労働組合評議会資料』第九集、1965年、149頁
- 70 岩村・前掲論文185頁
- 71 『労働農民新聞』6号、1927年4月1日 (大原社会問題研究所編『労働農民新聞』第1巻24頁)。太平洋労働会議の宣伝のために大道憲二は小冊子『太平洋労働組合会議の意義、吾々は何故代表を送らねばならぬか?』を発行している。これは大原社会問題研究所編・前掲資料第九集、167頁～174頁に収録されている。この小冊子を1部1銭で販売して資金カンパにあてた。
- 72 内務省社会局編・前掲書78頁
- 73 岩村登志夫・前掲論文186頁
- 74 佐野学「太平洋労働代表公選の意義」無産者新聞78号 (1927年4月16日) 1頁
- 75 岩村登志夫・前掲論文189頁、内務省社会局編・前掲書152頁
- 76 『労働農民新聞』7号、昭和2年4月15日発行 (復刻版では大原社会問題研究所編『労働農民新聞』(1) 28頁)
- 77 「太平洋労働組合会議代表派遣暴圧反対緊急協議会報告」大原社会問題研究所編・前掲資料第九集、175頁
- 78 渡航の経過については西村祭喜・前掲論文277頁以下に詳しい
- 79 内務省社会局編・前掲書79頁

Japanese Trade Unions and Asia before the Second World War (2)

Kozo KAGAWA*

Abstract

The second meeting of Asian Labour Conference was held in Tokyo in May 1937. It was attended by representatives of Nihon Rodo Sodomei and Indian Trade Union Federation. And also the head of ILO Tokyo branch attended because this conference was organized on the base of ILO. In the meeting there were eleven adopted resolutions mainly related to ILO conventions. Especially the following points were discussed; discriminatory treatment to workers in colonial countries and foreign settlements, exclusive clauses of ILO conventions applied to Asian countries, right to organize labour unions and organization of tripartite Asian labour conference. The only last one was established after the Second World War.

Asian Labour Conference organized by only labour unions had disappeared just after Tokyo meeting because Japan withdrew from ILO in 1938 and activities of labour unions were strictly controlled under the military setup. Therefore the Conference could not get fruitful products. But it was meaningful for Asian trade unions to organize one conference by themselves.

In opposition to Asian Labour Conference, Pacific Labour Unions Conference was organized under the leadership of Cominterun and Profinterun in 1927. In this paper the author discussed the process till the Conference was organized. In Japan left (Communists) group of labour unions were invited to the Conference. But at first Cominterun tried to contact with right group of labour unions in order to enlarge its influential power in Japan, but soon it gave up the trial.

*Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

Left group of labour unions was strictly controlled under Public Peace and Police Act and Peace Reservation Act. They did not direct against left group of labour unions, but effectively checked union activities through government control. Left group opened the meeting to select representative to Pacific Labour Unions Conference. But it was ordered to stop meeting by the special police. It selected the official representatives and unofficial ones. Only the official ones were announced in public. So they could not go to the meeting in China because they were arrested at the early morning of the day when they would start from Tokyo station. But unofficial representatives avoided being caught and were successful to come to China. The place of the meeting was changed from Canton to Hankow because of the attack of Nationalists Army in China.